

令和 5 年 第 4 回
霧 島 市 議 会 定 例 会
一 部 改 正 条 例 新 旧 対 照 表

霧 島 市

目 次

議案第80号	霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について	・・・ 1
議案第81号	霧島市職員の給与に関する条例及び霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	・・・ 1
議案第82号	霧島市国民健康保険税条例の一部改正について	・・・ 8
議案第83号	霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・ 10
議案第84号	霧島市奨学資金条例の一部改正について	・・・ 10
議案第85号	霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・ 11
議案第86号	霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・ 12
議案第87号	霧島市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・ 13
議案第88号	霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について	・・・ 13
議案第89号	霧島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	・・・ 14
議案第90号	霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・ 15
議案第91号	霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	・・・ 16

議案第 9 2 号	霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	・・・17
議案第 9 3 号	霧島市空家等対策協議会条例の一部改正について	・・・18

議案第80号 霧島市長等の給与等に関する条例（平成17年霧島市条例第61号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>○（第1条関係） *令和5年4月1日適用分* （給与）</p> <p>第2条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間には、以前の市長等としての在職期間並びに一般市職員給与条例の規定の適用を受ける職員（以下「一般市職員」という。）及び議会議員としての在職期間を通算する。</p> <p>○（第2条関係） *令和6年4月1日適用分* （給与）</p> <p>第2条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間には、以前の市長等としての在職期間並びに一般市職員給与条例の規定の適用を受ける職員（以下「一般市職員」という。）及び議会議員としての在職期間を通算する。</p>	<p>○（第1条関係） *令和5年4月1日適用分* （給与）</p> <p>第2条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間には、以前の市長等としての在職期間並びに一般市職員給与条例の規定の適用を受ける職員（以下「一般市職員」という。）及び議会議員としての在職期間を通算する。</p> <p>○（第2条関係） *令和6年4月1日適用分* （給与）</p> <p>第2条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間には、以前の市長等としての在職期間並びに一般市職員給与条例の規定の適用を受ける職員（以下「一般市職員」という。）及び議会議員としての在職期間を通算する。</p>

議案第81号 霧島市職員の給与に関する条例及び霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

第1条及び第2条による霧島市職員の給与に関する条例（平成17年霧島市条例第64号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>○（第1条関係） *令和5年4月1日適用分* （期末手当）</p>	<p>○（第1条関係） *令和5年4月1日適用分* （期末手当）</p>

第17条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第18条 略

2 略

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 略

別表（第4条関係）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用	1	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
短時間 勤務職 員以外 の職員	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300

第17条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120

を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と _____ する。

4～6 略

(勤勉手当)

第18条 略

2 略

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3～5 略

別表（第4条関係）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用	1	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
短時間 勤務職 員以外 の職員	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900

7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600

7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300

42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	

42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	

76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			
99		297,500	345,500			
100		297,900	345,800			
101		298,100	346,100			
102		298,400	346,500			
103		298,800	346,900			
104		299,100	347,300			
105		299,300	347,800			
106		299,600	348,200			
107		300,000	348,600			
108		300,300	349,000			
109		300,500	349,500			
110		300,900	349,900			

76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			

111		301,300	350,200				
112		301,600	350,500				
113		301,800	351,000				
114		302,000					
115		302,300					
116		302,700					
117		302,900					
118		303,100					
119		303,400					
120		303,700					
121		304,100					
122		304,300					
123		304,600					
124		304,900					
125		305,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

○（第2条関係） *令和6年4月1日適用分*

（期末手当）

第17条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5

を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」とする。

4～6 略

111		300,300	349,200				
112		300,600	349,500				
113		300,800	350,000				
114		301,000					
115		301,300					
116		301,700					
117		301,900					
118		302,100					
119		302,400					
120		302,700					
121		303,100					
122		303,300					
123		303,600					
124		303,900					
125		304,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

○（第2条関係） *令和6年4月1日適用分*

（期末手当）

第17条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4～6 略

<p>(勤勉手当)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p>
--	--

第3条及び第4条による霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成30年霧島市条例第33号）の一部改正について

改正後	改正前																																
<p>○（第3条関係） *令和5年4月1日適用分*</p> <p>（給与に関する特例）</p> <p>第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: right;">380,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: right;">427,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: right;">477,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: right;">539,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: right;">615,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: right;">718,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: right;">839,000</td></tr> </tbody> </table> <p>2～5 略</p> <p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第17条第2項の規定の適用については、</p>	号給	給料月額（円）	1	380,000	2	427,000	3	477,000	4	539,000	5	615,000	6	718,000	7	839,000	<p>○（第3条関係） *令和5年4月1日適用分*</p> <p>（給与に関する特例）</p> <p>第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: right;">376,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: right;">422,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: right;">472,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: right;">533,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: right;">608,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: right;">710,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: right;">830,000</td></tr> </tbody> </table> <p>2～5 略</p> <p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第17条第2項の規定の適用については、</p>	号給	給料月額（円）	1	376,000	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000	6	710,000	7	830,000
号給	給料月額（円）																																
1	380,000																																
2	427,000																																
3	477,000																																
4	539,000																																
5	615,000																																
6	718,000																																
7	839,000																																
号給	給料月額（円）																																
1	376,000																																
2	422,000																																
3	472,000																																
4	533,000																																
5	608,000																																
6	710,000																																
7	830,000																																

<p>給与条例第3条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成30年霧島市条例第33号）第4条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第17条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、<u>「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。</u></p> <p>○（第4条関係） *令和6年4月1日適用分* （給与条例の適用除外等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成30年霧島市条例第33号）第4条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第17条第2項中<u>「100分の122.5」とあるのは「100分の170」</u> _____とする。</p>	<p>給与条例第3条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成30年霧島市条例第33号）第4条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第17条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、 _____する。</p> <p>○（第4条関係） *令和6年4月1日適用分* （給与条例の適用除外等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成30年霧島市条例第33号）第4条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第17条第2項中<u>「100分の120」とあるのは「100分の165」と、 「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。</u></p>
---	--

議案第82号 霧島市国民健康保険税条例（平成17年霧島市条例第73号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3</p>	<p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>（新設）</p>

月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条の2 略

(出産被保険者に係る届書の提出)

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

第24条の2 略

(新設)

<p>2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類</p> <p>(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類</p> <p>(3) 出産後に前項に規定する届書の提出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</p> <p>3 第1項の規定による届書の提出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届書の提出を省略させることができる。</p>
--

議案第83号 霧島市立学校の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第108号）の一部改正について

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	所在地	名称	所在地
霧島市立陵南幼稚園	霧島市溝辺町麓1261番地22	霧島市立陵南幼稚園	霧島市溝辺町麓1261番地22
霧島市立大田幼稚園	霧島市霧島田口64番地	霧島市立大田幼稚園	霧島市霧島田口64番地
霧島市立富隈幼稚園	霧島市隼人町真孝301番地1	霧島市立富隈幼稚園	霧島市隼人町真孝301番地1
		霧島市立牧之原幼稚園	霧島市福山町福山5290番地61

議案第84号 霧島市奨学資金条例（平成17年霧島市条例第111号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(奨学生の資格)</p> <p>第2条 本市が奨学資金を貸与する生徒及び学生（以下「奨学生」という。）は、市内に居住する者 <u>市税その他の市の徴収金（以下この項において「市税等」という。）に滞</u></p>	<p>(奨学生の資格)</p> <p>第2条 本市が奨学資金を貸与する生徒及び学生（以下「奨学生」という。）は、市内に居住する者 _____</p>

納がない者に限る。)の子女で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する次の各号に掲げる学校等のいずれかに在学し、人物が優れ、学習意欲が**旺盛であり、市税等に滞納がない者**のうち修学困難と認めるものとする。

(1)・(2) 略

2 略
(返還の免除)

第13条 奨学生又は奨学生であった者が奨学資金返還完了前に死亡したとき**又は心身に著しい障害を生じたため奨学資金の返還が困難となったときは**、市長は願い出によって奨学資金の全額又は一部の返還を免除することができる。

(返還の猶予)

第14条 略

(1)・(2) 略

2 前項の規定にかかわらず、高等専門学校、大学等又は大学院の奨学生であった者が、市内に継続して居住し、かつ、**県内で就業**_____しているときは、市長は願い出により相当の期間奨学資金(第3条に規定する奨学資金の種類のうち一に限る。)の返還を猶予することができる。ただし、当該奨学生であった者が、教育委員会規則に規定する内容に該当しているときは、この限りでない。

_____の子で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する次の各号に掲げる学校等のいずれかに在学し、人物が優れ、学習意欲が**旺盛である者**_____のうち修学困難と認めるものとする。

(1)・(2) 略

2 略
(返還の免除)

第13条 奨学生又は奨学生であった者が奨学資金返還完了前に死亡したとき_____は、市長は願い出によって奨学資金の全額又は一部の返還を免除することができる。

(返還の猶予)

第14条 略

(1)・(2) 略

2 前項の規定にかかわらず、高等専門学校、大学等又は大学院の奨学生であった者が、市内に継続して居住し、かつ、**市内で就業(官公署への就業を除く。)**_____しているときは、市長は願い出により相当の期間奨学資金(第3条に規定する奨学資金の種類のうち一に限る。)の返還を猶予することができる。ただし、当該奨学生であった者が、教育委員会規則に規定する内容に該当しているときは、この限りでない。

議案第85号 霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第113号）の一部改正について

改正後		改正前	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
霧島市立国分地区南部学校給食センター	霧島市国分上小川867番地2	霧島市立国分地区南部学校給食センター	霧島市国分上小川867番地2
<u>霧島市立西部学校給食センター</u>	<u>霧島市溝辺町麓3391番地104</u>	<u>霧島市立溝辺学校給食センター</u>	<u>霧島市溝辺町麓3391番地104</u>
霧島市立牧園学校給食センター	霧島市牧園町宿窪田813番地11	<u>霧島市立横川学校給食センター</u>	<u>霧島市横川町中ノ196番地1</u>
霧島市立霧島学校給食センター	霧島市霧島田口316番地1	霧島市立牧園学校給食センター	霧島市牧園町宿窪田813番地11
霧島市立隼人学校給食センター	霧島市隼人町松永1382番地1	霧島市立霧島学校給食センター	霧島市霧島田口316番地1
霧島市立牧之原学校給食センター	霧島市福山町福山6125番地169	霧島市立隼人学校給食センター	霧島市隼人町松永1382番地1

霧島市立牧之原学校給食センター	霧島市福山町福山6125番地169
-----------------	-------------------

議案第86号 霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第118号）の一部改正について

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
名称	位置	対象区域	名称	位置	対象区域
(中略)			(中略)		
〃 霧島公民館	霧島市霧島田口500番地	旧霧島町内	〃 霧島公民館	霧島市霧島田口148番地の3	旧霧島町内
(中略)			(中略)		
別表第5（第8条関係）			別表第5（第8条関係）		
1 学習、文化施設			1 学習、文化施設		
名称	部屋名	基本使用料（1時間につき）	名称	部屋名	基本使用料（1時間につき）
(中略)			(中略)		
霧島市霧島公民館	第1会議室	310円	霧島市霧島公民館	大会議室	420円
	第2会議室	250円		調理実習室	220円
	第3会議室	140円		和室	140円
	中会議室	420円		会議室	140円
	大会議室	420円		(中略)	
	調理実習室	200円			
	和室	250円			
(中略)					

議案第 8 7 号 霧島市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第122号）の一部改正について

改正後		改正前	
(設置) 第2条 略 2 略 3 第1項の図書館のほか、必要に応じて図書館の分室又は配本所を置くことができる。 分室の名称及び位置は、次のとおりとする。		(設置) 第2条 略 2 略 3 第1項の図書館のほか、必要に応じて図書館の分室又は配本所を置くことができる。 分室の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
霧島市立溝辺図書室	霧島市溝辺町麓3391番地	霧島市立溝辺図書室	霧島市溝辺町麓3391番地
霧島市立横川図書室	霧島市横川町中ノ192番地7	霧島市立横川図書室	霧島市横川町中ノ192番地7
霧島市立牧園図書室	霧島市牧園町宿窪田791番地1	霧島市立牧園図書室	霧島市牧園町宿窪田791番地1
霧島市立霧島図書室	<u>霧島市霧島田口500番地</u>	霧島市立霧島図書室	<u>霧島市霧島田口148番地の3</u>
霧島市立福山図書室	霧島市福山町福山5290番地61	霧島市立福山図書室	霧島市福山町福山5290番地61

議案第 8 8 号 霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成17年霧島市条例第150号）の一部改正について

改正後	改正前
(定義) 第2条 略 2 略 (1)～(5) 略 (6) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項 <u>又は第10条の2</u> の規定による命令（それぞれ母又は父の申立てにより発せられてものに限る。）を受けた児童	(定義) 第2条 略 2 略 (1)～(5) 略 (6) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項_____の規定による命令（それぞれ母又は父の申立てにより発せられてものに限る。）を受けた児童

議案第89号 霧島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年霧島市条例第170号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(占有者の協力義務)</p> <p>第3条 処理区域内の土地又は建物の占有者（占有者がない場合は、管理者とする。以下同じ。）は、一般廃棄物のうち生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、自ら処分すること等により減量に努めるとともに、自ら処理できない一般廃棄物については、<u>資源物</u>、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみに分別し、<u>規則で定める容器（以下「指定袋」という。）に収納し</u>、所定の場所に集めるなど市の行う収集、運搬及び処分に協力しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p><u>(一般廃棄物処理手数料)</u></p> <p><u>第8条 市長は、市の行う一般廃棄物の収集及び運搬に関し、別表に定める一般廃棄物処理手数料を徴収する。</u></p> <p>(市が処理することのできる産業廃棄物)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(廃棄物の処理基準)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>(一般廃棄物の収集、運搬及び処分の委託)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>2 略</p> <p>(一般廃棄物処理業の許可申請)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>(浄化槽清掃業の許可申請)</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>(事業の廃止及び記載事項の変更の届出)</p> <p><u>第14条</u> 略</p> <p>(許可手数料)</p> <p><u>第15条</u> 略</p> <p>(委任)</p>	<p>(占有者の協力義務)</p> <p>第3条 処理区域内の土地又は建物の占有者（占有者がない場合は、管理者とする。以下同じ。）は、一般廃棄物のうち生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、自ら処分すること等により減量に努めるとともに、自ら処理できない一般廃棄物については、<u>資源ごみ</u>、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみに分別し_____、所定の場所に集めるなど市の行う収集、運搬及び処分に協力しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(新設)</p> <p>(市が処理することのできる産業廃棄物)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(廃棄物の処理基準)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(一般廃棄物の収集、運搬及び処分の委託)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>2 略</p> <p>(一般廃棄物処理業の許可申請)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(浄化槽清掃業の許可申請)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>(事業の廃止及び記載事項の変更の届出)</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>(許可手数料)</p> <p><u>第14条</u> 略</p> <p>(委任)</p>

第16条 略

別表（第8条関係）

一般廃棄物処理手数料

区分	手数料	
可燃ごみ用	指定袋（大）10枚につき	210円
	指定袋（中）10枚につき	180円
	指定袋（小）10枚につき	130円
資源物用	指定袋（大）10枚につき	170円
	指定袋（小）10枚につき	150円
不燃ごみ用	指定袋（大）10枚につき	260円
	指定袋（小）10枚につき	170円

第15条 略

（新設）

議案第90号 霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第277号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>（入居者の資格等）</p> <p>第6条 略</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>2 略</p> <p>（1）～（7） 略</p> <p>（8） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）<u>若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項本文</u>の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p>	<p>（入居者の資格等）</p> <p>第6条 略</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>2 略</p> <p>（1）～（7） 略</p> <p>（8） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）<u>の</u>規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p>

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項_____（配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて_____準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

議案第91号 霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年霧島市条例第40号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>○（第1条関係） *令和5年4月1日適用分* （期末手当） 第7条 略 2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>○（第1条関係） *令和5年4月1日適用分* （期末手当） 第7条 略 2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u>_____を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>○（第2条関係） *令和6年4月1日適用分* （期末手当） 第7条 略 2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の170</u>_____を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>○（第2条関係） *令和6年4月1日適用分* （期末手当） 第7条 略 2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

議案第92号 霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年霧島市条例第47号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は<u>同条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当</u></p>	<p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中_____「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当</p>

する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「特定・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同号又は同条第2号」に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と

、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「特定・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

議案第93号 霧島市空家等対策協議会条例（平成27年霧島市条例第27号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。） <u>第8条</u>の規定に基づき、霧島市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) <u>法第7条</u>第1項に規定する空家等対策計画（以下「計画」という。）の作成及び変更に関すること。</p> <p>(2) 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。） <u>第7条</u>の規定に基づき、霧島市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) <u>法第6条</u>第1項に規定する空家等対策計画（以下「計画」という。）の作成及び変更に関すること。</p> <p>(2) 略</p>